

1 . 件名 : 「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1 - 1)、MOX 燃料加工施設(1 - 1)、廃棄物管理施設(1)、濃縮施設(4 - 1)、濃縮施設(遠心機の更新)(1))」

2 . 日時 : 令和2年12月24日(木) 13時30分~16時30分

3 . 場所 : 原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、藤原安全審査専門職、森野安全審査専門職、二平係員

地震・津波審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他17名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループマネージャー 他2名

関西電力(株) 原子燃料部長 他2名

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 課長

北陸電力(株) 原子力部原子燃料技術チーム 副課長

四国電力(株) 原子力部サイクル技術グループ担当

5 . 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、設計及び工事の計画の認可申請及び変更認可申請^{1~3}(以下「設工認申請」という。)があり、申請の概要等について説明があった。

(2) 原子力規制庁(以下「規制庁」という。)から、主に以下の点を伝えた。

前回の審査会合を踏まえた対応について

- ・本年12月3日の審査会合において、日本原燃から初回の申請に当たって必要な事項を整理した上で申請するとの説明があったにもかかわらず、本日提出された申請に当たって必要な事項(全体計画の考え方の説明、論点の抽出、補足説明資料の作成等)では整理がなされていない。
- ・全体計画の考え方については、再処理施設と共用する設備を有する廃棄物管理施設に対する計画がないなど、計画策定の考え方が不明確であるため、廃棄物管理施設も含めた設工認申請の全体計画を示した上で、各施設の申請の関連性や、各回の申請の対象範囲を整理して説明すること。
- ・論点の抽出については、施設の特徴及び実用発電用原子炉の審査内容を踏まえ、日本原燃として論点になる事項を全般にわたり整理し、その内容を明確にすること。
- ・設備の抽出に漏れがないこと、仕様表での仕様記載の整理の考え方などの説明方針を整理して説明すること。

申請書の具体的内容について

現時点での気づきとして、少なくとも、以下の事項について説明すること。

- ・施設が設置される地盤について、本サイトにおける特徴も含めて概要を説明すること。
- ・耐震設計に関する計算書の作成方針について、進捗状況及び第1回申請に添付していない理由を説明すること。
- ・弾性設計用地震動(S_d)の設定方法について、設備により異なる理由及びその妥当性を説明すること。
- ・腐食を考慮した板厚の取扱い等、検査に関する申請内容及び論点を示すこと。

日本原燃の対応等について

- ・これまで再三伝えている、一つ一つの事項を丁寧に実施すること、自ら立てた工程どおりに進めるよう適切な管理をすること、規制庁からのコメント等を適切に踏まえ対応すること、また、それらの実行状況について結果を持って示すこと等について、適切に対応すると約束しているにも係わらず結果が示されていない。
- ・また、補足説明資料については、資料の作成状況や提出時期が不明確であり、審査に対応できる状況でなく、自ら立てた工程が既に実行出来ない状態にあるのではないか。
- ・実行できない約束はすべきではなく、日本原燃の状況を踏まえ、実施可能なように工程等を見直す必要があるのではないか。

(3) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

- 「新規制基準を受けた設工認申請に係る概要及び要点について（案）」
- 「新規制基準に係る第1回設工認申請に関する説明の進め方」

参考

- 1 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- 2 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- 3 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html